

## 令和7年度 第2回四街道市障がい者自立支援協議会会議録

開催日時 令和7年10月16日（木） 10時00分～12時00分

開催場所 四街道市役所本館1号棟3階災害対策室

出席者委員 清水副会長 浅野委員 穴澤委員 金室委員 金子委員 西山委員  
岩谷委員 山本委員 中山（美）委員 大川委員 橋本委員 真野委員  
野口委員 中山（潤）委員 森川委員

欠席者委員 鶴岡会長 石山委員 佐野委員 中村委員 久保田委員

事務局出席者 大手副参事 安永障がい者支援課長

杉本課長補佐 児童デイサービスセンターくれよん岩井所長

宮内係長 大野係長 田中係長

金子主事 中島主事

四街道市障害者相談支援事業所ひだまり 2名

四街道市障害者相談支援事業所ほほえみ 1名

傍聴人 2名

### ——会議次第——

1 開会

2 議題

（1）現行計画の進捗状況調査と時期計画の方針について

（2）第5次四街道市障がい者基本計画（素案）について

3 その他

4 閉会

### ——会議概要——

1 開会

2 議題

（1）現行計画の進捗状況調査と時期計画の方針について

事務局：資料1に基づき説明

副会長：ただいまの説明に対して、質問あるいは意見はあるか。

岩谷委員：府内調査というのは、どういう調査を行ったのか。

事務局：毎年度行った事業を総括し、施策担当課に実施状況を調査している。

岩谷委員：自分たちで行った施策を自分たちで調査して総括したものであると。第三者は誰も評価していないのか。

事務局：自立支援協議会で報告することで、ご意見等をいただきながら進めていくものと認識している。

橋本委員：今後の課題総括には精神障害者に対する課題があまり書かれていない。2023年度の調査によると、四街道市で87名の方が精神科病院に入院されていて、1年以上の長期入院をされている方は66名いるため、地域移行を計画でもやっていく必要がある。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの会議を年2回程度市で行っていると思うが、そのような記載が素案に載っていない。計画に位置づけることで、精神障害者の地域移行を計画的に進めていくことになるのではないか。

事務局：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは重要な点であると認識している。記載漏れがあった場合、事務局で文面等検討する。

岩谷委員：進捗状況調査結果は公開するものなのか。○や◎に数字が書かれているだけではなく、事情や特筆すべき事項等を表の下に書いて分かりやすくした方がいいのは。内部資料として扱うだけであればこのままでよいが。

事務局：進捗状況調査結果の公表は予定していない。分かりづらい部分があり申し訳ない。

金室委員：基本方針4の（1）に「四街道市障害者福祉団体連絡協議会（仮称）の設立」と書かれているが、これはどういった団体か。

事務局：現行計画の策定時において、市の事業や自立支援協議会の活動内容を市内障害福祉団体に報告・情報共有を図る目的で、設立を検討したもの。

金室委員：すでに設立されているのか。

事務局：設立はされていないが、今現在、民間事業所の連絡会が設立されているため、それをもって施策を完了させていただきたい。

森川委員：「十分に取り組むことができた」、「概ね取り組むことができた」と評価区分があるが、評価するにあたって数値の目標等の評価基準はあったのか。

事務局：第4次計画の評価は、掲げられた施策内容について、80%から100%を達成できた場合は○、50%から80%は○、20%から50%は△、0%から20%が×という基準で評価している。第5次計画からは、成果指標としてこれまでなかった具体的な数値目標を入れ込む構成に変更した。

副会長：そのほか質問、意見はあるか。

一 同：（意見なし）

#### （2）第5次四街道市障がい者基本計画（素案）について

事務局：資料2、3に基づき説明

事務局：事業者の皆様に協力いただき、本計画に掲載する絵画作品の募集を行った。28名の応募があり、応募作品は表紙や挿し絵等で掲載させていただく予定。

副会長：ただいまの説明に対して、質問あるいは意見あるか。

浅野委員：施策体系において、基本方針7のみ重点目標がないのはなぜか。

事務局：国、県の動向を踏まえて重点目標を設定している。優先度の高いものから設定しているが、重点目標がないからといって、取組を低下させるということではない。

橋本委員：33ページの施策2「障がいに関する市民の理解の促進」の重点目標1に「精神障がい、発達障がいなど「見えない障がい」や無意識の差別があることについて、市民の理解が深まるよう周知・啓発に取り組みます」とある。また、37ページの施策の方向性（3）相互理解の促進の基本的な考え方には「子どもの頃から福祉や人権に対する意識を育む教育の充実を図るとともに、障がいのある人と接する機会や地域での多様な交流の場を広げる」とある。39ページの施策9の福祉教育の推進では、市内の各小中学校は社会福祉協議会等と連携し総合的な学習や社会科道徳科を中心に福祉をテーマとした学習に取り組んでいます。市内の小中学校3校において、人権擁護委員による人権教室を開催しています。」と書かれている。「差別や人権侵害、虐待を「いつも感じる」「たまに感じる」と回答した人の割合」は合計で2割を超えており、特に精神障がい、知的障がい、発達障がいのあ

る人において高い傾向が見られているが、その当時者の話をこの小中学校の子どもたちが聞いたり、交流する機会があるのかが疑問。よくある福祉教育は、高齢者や身体障がいのある人等わかりやすく理解しやすいものに対しての教育がなされていると思うが、やはり理解されにくい障がいこそ理解してもらう取組が必要ではないかと思う。成田市での話だが、成田小学校では今年度の福祉教育で、精神障がいのある人のピアソーターが講義を行うこととなった。私立の小学校なので取組みやすいところもあるが、低年齢からの教育が重要なことは、昔から誰しも分かっていること。やはり教育と福祉の連携の難しさや精神障がいのある人につなぐ難しさから、なかなかこれまで実現が難しかったのではと思う。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムが印旛圏域でも行われており、そちらで今ピアソーター派遣事業を行っている。精神障がい当事者の方に自分の回復のリカバリーストーリーを話していただくのだが、成田小の講義もそのピアソーター派遣事業の方を利用して行っている。そのようなマッチングを成田地域生活支援センターが事務局となり協力できる。差別の解消及び権利擁護の推進はこの計画でもまさに1丁目1番地だと思うため、ぜひ積極的に進めていただきたい。

事務局：機関との連携をしっかりと踏まえながら進めていきたい。

岩谷委員：32ページに「差別や人権侵害、虐待を「いつも感じる」「たまに感じる」と回答した人」とあるが、どういう場面でどう感じているかは調査しているか。33ページに啓発の機会のより一層の充実に努めるとあるが、これは一般的な対応であり、場面に応じて把握していないと、それに対応した差別の解消や権利擁護の推進はできないのでは。

事務局：記載がなく申し訳ない。昨年度のアンケート調査報告書には掲載しているが、差別をされていると感じる場面は、全体で公共施設や交通機関を利用する時が41.1%と最も多く、次いでお店を利用する時が25.8%、仕事を探す時が22.8%、病院を利用する時が21.1%となっている。障害種別では、公共施設や交通機関を利用する時が高いのは身体障害、難病、知的障害の方、仕事を探す時は精神障害の方、保育施設や学校にいる時は発達障害のある方でそれぞれ高いという状況。

岩谷委員：施策を展開するためには、例えば先ほどの公共交通機関を運営している企業体、それから公共の施設というと例えば市役所の窓口、あるいは体育施設や文化センターの窓口などに合理的配慮を周知していくための施策を作っていく必要があると思う。素案に「場面に応じた取組も強化していく」というような文言も入れ

ておかないと、単に一般的な周知しかやってないよう見てとれる。

事務局：公共交通機関や公共施設の合理的配慮が進むように、そういった周知啓発を今後の方針に入れられるかどうか、事務局で検討する。

穴澤委員：33ページの選挙に関して。先日行われた参議院選挙の時に、知的障害者の皆さんも選挙に行っていただきたいと思い、自立支援協議会で作ったカードを持っていけたらとホームページを探したが見当たらず、周知することができなかった。せっかく自立支援協議会で作ったものなので活かしていただきたい。「バリアフリーーやコミュニケーションカードを使用する」とあるが、これは会場に行って初めて発生する話であり、その前に自宅で用意していければ今より関心を持ってもらえるのでは。

事務局：投票支援カードやコミュニケーションカードを投票所に備えていることはホームページで周知が可能。選挙管理事務局に協議が必要だが、コミュニケーションカードは選挙ごとに内容が変わってくるものであるため、こちらを毎回ホームページに掲載というのは難しい。

森川委員：基本方針5の成果指標のみ、障害者福祉に関するアンケートを用いた目標設定ではないのは理由があるのか。

事務局：特に進めていかなければならない施策として重点施策にも設定しているから、登録者数を成果指標として設定した。

森川委員：これまでの調査では、地域生活支援拠点等に関する項目が設けられていないのか。

事務局：拠点等について、認知状況を把握する設問は設定している。新しく始まった事業のため、まだ周知という段階に努めている。

森川委員：アンケートは経年で成果を見ていく目的もあるため、あまり項目を変えられないと思うが、地域生活支援拠点等に関する項目を加えていいともよいと感じる。もう一つ、この成果指標の利用登録者数とは、基本方針5の施策を包括する指標として妥当なのか。施策の達成が反映される内容なのか。

事務局：地域生活支援拠点等については、障害のある方の自立した生活支援の充実として非常に重要なものである。それに直結するものとして、こちらの成果指標は適切

であると考える。

森川委員：体制に関する指標や活動指標を作る考えはあるか。例えば福祉教育の啓発では、福祉分野と教育分野が連携できるような体制整備が一つの物差しになると思う。それに対して、市内の中学校での啓発講義の開催回数などの目標値が作られ、その上で、成果指標として基本方針 1 のような内容になってくるのではと思う。成果指標に加えて、具体的な取組の指標を整理される予定はあるか。

事務局：第5次計画には成果指標を設定しており、活動指標や体制整備の指標は各施策の進捗状況調査を行う中で、各担当課の方で設定をしてもらう想定である。

山本委員：50 ページの療育・保育・教育の充実で、基本の考え方として「障がいのある子どもがその個性を十分に發揮し、能力を最大限に伸ばすために乳幼児期における障がいの早期発見・早期療育が欠かせません」とあり、51 ページの重点施策では「障がいのある子どもへの切れ目のない支援」とあるが、その担当課としては子ども家庭センターとの連携も必要なのではないか。子ども計画の中にあるのであれば尚更ここにも関係してくるし、子ども家庭センターでは乳幼児ではなく妊娠期からの早期発見に取り組んでいるので、切れ目のない支援と定義した時には、子ども家庭センターは欠かせないと感じる。乳幼児期はもう生まれているので、お腹の中にいる時から切れ目のない支援をしていくという考えの方が自然なのではないか。また子どもに関しては、子ども本人に何か企てることは当然必要だと思うが、保護者に対する心理的なサポート等も重要であるため、子ども家庭センターの役割を障害者基本計画の中に盛り込んでいただくと良い。また、先ほど森川委員からもあったが、拠点等の利用登録者というのは平時利用の登録者という理解でよろしいか。平時利用が 30 人であれば、これは直営である以上は操作ができてしまうのでは。目標設定の在り方はもう少し踏み込んでいただきたい。人数に拘らず、地域移行がニーズとしてあるのであれば、グループホームから在宅、病院から在宅といったところに視点があるといいのでは。厳しい言葉になるが、現在の目標値案は甘いと感じる。

事務局：施策 23 の子ども家庭センターとの連携について、今後の方針に反映できる部分を検討する。基本方針 5 の成果指標については、利用登録者数を成果指標とするのはそぐわないのではとご意見いただいたため、内容を再検討する。

森川委員：先ほど山本委員のお話からすると、やはりこの指標は活動指標になってくると思う。また目標値でいうと、基本方針 1 の成果指標で現状値が 21.9%、目標値が

20%以下と設定されているが、10年間の計画で21.9%から20%に下げるという内容も再考の余地があるのでは。

事務局：基本方針1の成果指標は、今現在20%以下にするのも難しいのではと検討していた。10年計画であるが5年後に中間見直しする予定であり、その時にアンケート調査を行い、変化を確認する。その結果を踏まえて目標値を修正することもできるため、今回はこの数字で進めさせていただきたい。

森川委員：ご検討された上での数値だと思う一方、市としてのメッセージになる部分でもあるため、検討の余地があるのでと感じた。

事務局：参考にさせていただく。

副会長：いじめを感じない障がいのある方が増えることを願う。

中山委員：目標値というのは、達成可能な目標値なのか、ここまで目指すという目標値なのか、どちらに重点を置いているのか。

事務局：目指すものとして進めていくと設定している。

副会長：そのほか質問、意見はあるか。

一 同：(意見なし)

3 その他

事務局：次回の自立支援協議会の開催については12月19日（金）市役所本館3階災害対策室にて、10時開始を予定している。正式な通知は1か月程度前に送付する。

4 閉会